

国民健康保険制度の見直しを求める意見書

国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担う制度であるが、重くのしかかる国民健康保険料は、高齢者や自営業者だけでなく、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する問題となっている。

国民健康保険財政に関して、財政基盤の強化として、全国知事会等との協議の結果、毎年約 3,400 億円の財政支援を行っているが、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会から、3,400 億円の確実な実施と併せ、更なる公費の投入が必要であるとの要望が出されている。

また、国民健康保険には他の健康保険にはない均等割があり、こどもにも保険料が賦課されており、子育て世帯にとって重い負担となっている。全国知事会からも要望が出され、未就学のこどもの均等割の減免の実施が始まってはいるが、更なる拡充支援が必要となっている。

さらに、国民健康保険は他の健康保険と比べると低所得者の割合が多く、今後も被保険者の減少が見込まれる一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にある。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、住む場所や加入する保険によって負担に大きな格差があることは社会の公平・公正を欠くものになってしまう。

よって、国、政府におかれては、国民健康保険が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化に向けた見直しを図るとともに、必要な措置を講じること。
- 2 低所得者層に対する負担軽減策については、国庫負担の導入等により拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- 3 保険料（税）水準の統一に向けた取り組みを一層加速化させること。ただし、都道府県内の保険料（税）水準の統一により生じる急激な保険料（税）率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

- 4 こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、その財源については国において措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

松江市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣